

穴水町通学路交通安全プログラム

～学路の安全確保に関する取組方針～



令和5年4月

1 プログラムの目的

穴水町立学校の通学路における安全確保、事故の未然防止のため、関係機関が連携して取り組む体制を整えると共に、継続した対策の実施・対策効果の把握・対策の改善充実を図ることを目的とします。

2 体制

関係機関が連携して本プログラムを実施するにあたり、以下の構成機関による「穴水町通学路連絡協議会」（以下、協議会）を設置しました。

分 野	所 属
学 校	穴水町立穴水小学校
学 校	穴水町立向洋小学校
学 校	穴水町立穴水中学校
道路管理	奥能登土木総合事務所
道路管理	穴水町地域整備課
警 察	輪島警察署
交通安全	交通安全協会 穴水支部
交通安全	穴水町環境安全課
交通安全	石川県通学路安全対策アドバイザー
未就学児	穴水町子育て健康課

協議会は、町立学校が把握した通学路の危険箇所に対して、通学路合同点検を実施し、危険箇所への対策が確実に実施されるよう協議会を開催します。また、協議会を定期的に開催することにより、対策箇所の効果の検証、改善充実を図ります。

3 穴水町立学校通学路合同点検の実施

〈危険箇所の把握〉

4月以降、各町立学校はPTA等と協力のもと、通学路（※1）における危険箇所を把握します。

〈合同点検の実施時期〉

基本的には2年に1度、新たに把握した危険箇所及び前回点検箇所において効果検証が必要な箇所について、合同点検を実施します。

実施時期については、6月～9月中としますが、緊急に点検が必要とされる場合は、臨時に合同点検を実施します。

〈方法〉

協議会委員により合同点検を実施し、対策の立案を行います。

4 協議会の開催

〈対策の実施〉

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、具体的な対策の実施内容（歩道整備やカーブミラーの設置等のハード対策や、交通規制や交通安全教育等のソフト対策）、実施主体、施工時期等についての確認を行います。

〈対策の効果の把握〉

合同点検結果に基づく対策実施後の危険箇所等について、対策効果の把握に努めます。

〈対策の改善・充実〉

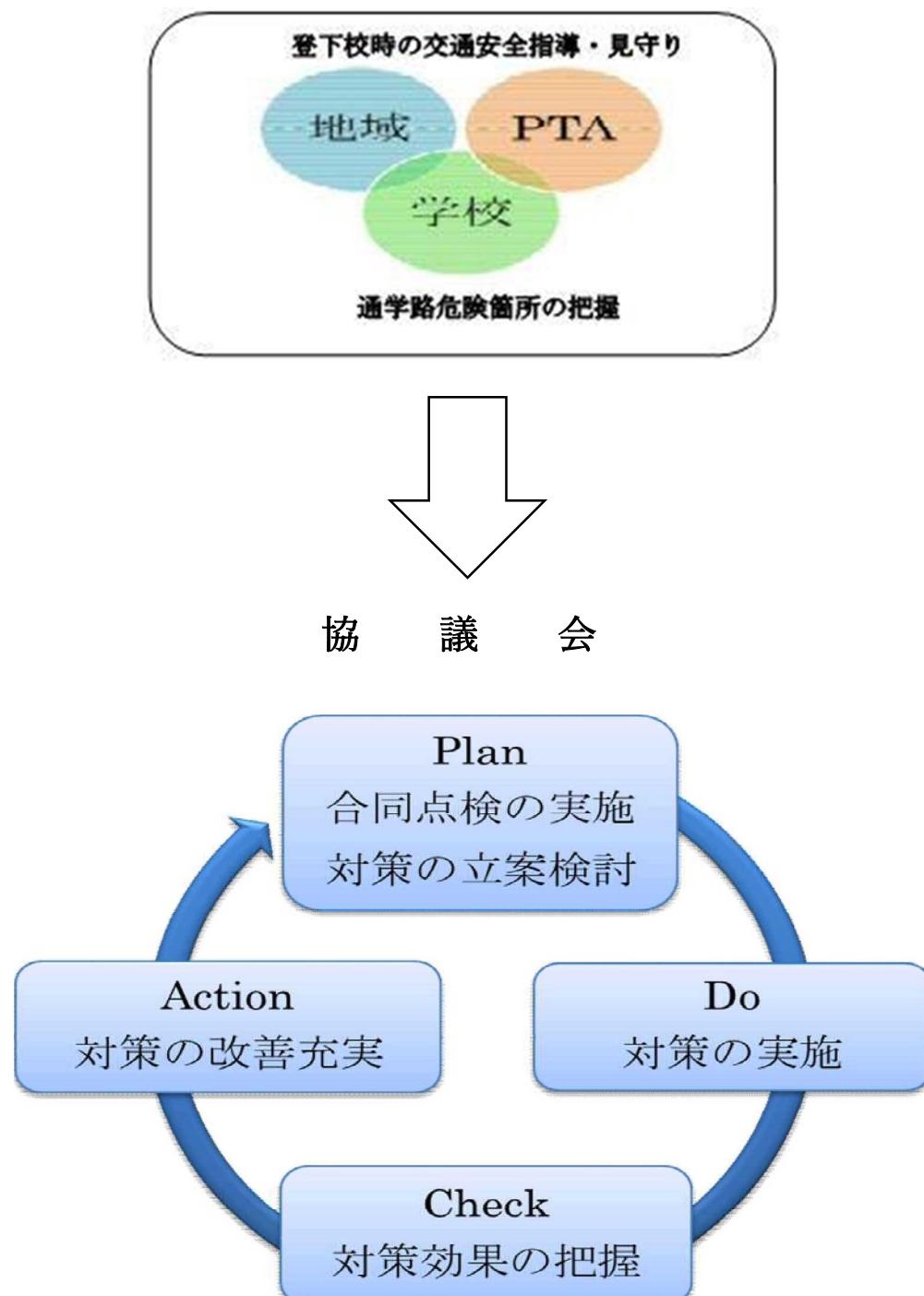
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

5 合同点検・対策箇所等の公表

合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策内容が確定した段階で「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページで公表します。

6 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル

一連の取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



※1 基本的には法定通学路とする

**交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
(法第6条第3項の政令で定める通学路)**

第4条 法第6条第3項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは幼稚園又は保育所(以下これらを「小学校等」という。)に通うため1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの